

【記載例 4－2】先に新築した家屋に再居住した後、その家屋について増改築工事を行い、その増改築等をした部分に係る住宅借入金等について控除を受けるとき

設 例

① 居住開始年月日	平成 21 年 11 月 15 日		
転居年月日	平成 22 年 4 月 25 日		
再居住開始年月日	平成 23 年 1 月 20 日		
家屋に関する事項	土地等に関する事項		
家屋の取得対価の額	20,000,000 円	土地等の取得対価の額	25,000,000 円
家屋の総床面積	100.0 m ²	土地等の総面積	120.0 m ²
うち居住用	50.0 m ²	うち居住用	60.0 m ²
住宅借入金等に関する事項			
住宅借入金等の内訳	住宅および土地等		
年末残高（当初借入金額）	25,800,000 円（32,000,000 円）		
② 居住開始年月日	平成 24 年 12 月 20 日		
増改築等の費用の額／うち居住用	6,000,000 円／6,000,000 円		
住宅借入金等に関する事項			
年末残高（当初借入金額）	5,500,000 円（6,000,000 円）		
※ 共有者なし			

※ 控除額計算明細書は、居住年ごとに作成します。

〔控除額計算明細書一面〕（平成 24 年居住分）

2 新築又は購入した家屋に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 . .	(平成 . .)
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	②	③
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	④	⑤
うち居住用部分 の(床)面積	⑥	⑦

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成 . .
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の⑥の金額)	⑨
うち居住用部分の金額	⑩

※ ⑧(補助金等がある場合は(付表1)の⑥の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	⑪ 家 屋	⑫ 土 地 等	⑬ 合 計	⑭ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑪	⑫	⑬	⑭
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑫(⑪×⑪の⑪)又は(付表1)の⑬の⑭	⑫(⑫×⑫の⑪)又は(付表1)の⑫の⑭	⑬(⑬の⑫+⑫の⑫)又は(⑫の⑫+⑫の⑫)	⑭(⑭×⑭の⑪、(付表1)の⑭⑭×⑭の⑪)又は⑭の⑭

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑮ 住 宅 の み	⑯ 土 地 等 の み	⑰ 住宅及び土地等	⑱ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	⑮	⑯	⑰	⑱
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑮の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	⑮	⑯	⑰	⑱
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑮の金額 ※連帯債務がない場合には、⑮の金額を書きます。	⑮	⑯	⑰	⑱
⑮と⑯のいずれか 少ない方の金額	⑮	⑯	⑰	⑱
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。	⑮ ÷ ⑮	⑯ ÷ ⑯	⑰	⑱ ÷ ⑱
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑮ × ⑰)	⑮	⑯	⑰	⑱
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑮の⑮+⑯の⑮+⑰の⑮+⑱の⑮) ※ ⑮の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑲」欄に転記します。	⑲			⑲

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。		番号
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑲の金額を転記します。		⑲

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重 複 適 用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)の適用を受ける場合に二面の⑲の金額を右に転記します。	⑲
---------	---------	---------	--	---

- (注) 1 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、後の増改築等をした部分に係る「住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合」の番号「1」を記載する。
- 2 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「重複適用」を○で囲み、⑲欄の記載は居住年の最も新しい控除額計算明細書についてのみ行う。
- 3 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の新築等をした家屋に係る「居住開始年月日」(例：平成 21 年 11 月 15 日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」(例：平成 24 年 12 月 20 日居住開始)のいずれも記載する。

〔控除額計算明細書_{二面}〕（平成 24 年居住分）

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	円 5,500,000
番 号	居 住 の 用 に 供 し た 日 等		算 式 等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
1	住宅借入金等 特別控除の適用 を受ける場合 (2 から 7 の いずれかを選 択する場合を 除きます。)	平成24年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高30万円) 円 55,000
		平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高40万円) 円 00
		平成21年1月1日から平成22年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高40万円) 円 00
		平成15年1月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高50万円) 円 00
		平成11年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	⑮ (最高25万円) 円 00
2	住宅借入金等 特別控除の特例を 選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮ (最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮ (最高15万円) 円 00
3	認定住宅 の新築等 に係る住 宅借入金 等特別控 除の特例 を選択し た場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮ (最高60万円) 円 00
		平成24年中に居住の用に供した場合		
4	認定住宅 が認定低 炭素住宅 に該当す るとき	都市の低炭素化の促進に関する法律の 施行の日以後に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高40万円) 円 00
5	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改築 等住宅借入金 等特別控除を 選択した場合	平成20年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に 供した場合		
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ④() ⑮の金額()×0.02+(④-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00
6	断熱改修工事 等に係る特定 増改築等住宅 借入金等特別 控除を選択し た場合	平成20年4月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に 供した場合		
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ④() ⑮の金額()×0.02+(④-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00
7	震災特例法の 住宅の再取得等 に係る住宅借入 金等特別控除の 特例を選択した場合	平成23年1月1日から平成24年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮ (最高48万円) 円 00

※ 1 ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

※ 2 ⑮欄のかつこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年に係る控除限度額となります。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑮欄も記載します。

2以上の居住の用に供した日の属する年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その居住の用に供した日の属する年ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成します。

その明細書の⑮欄の金額の合計額を最も新しい居住の用に供した日の属する年の明細書の⑮欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額（居住の用に供した日の属する年に係る 控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	⑮	円 184,000
震災特例法の重複適用 の特例を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額を記載します。	⑮	円 00

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

(注) ⑮欄の記載は、居住年が最も新しい控除額計算明細書についてのみ行う。

⑮欄の計算に当たっては、平成 24 年 12 月 31 日における住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、その区分した居住年に係る住宅借入金等ごとに計算した控除額（当該金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。

$$55,000 \text{ 円} + 129,000 \text{ 円} = 184,000 \text{ 円} \leq 500,000 \text{ 円 (控除限度額)}$$

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	平成22年4月25日	再居住開始年月日	平成23年1月20日
再び居住の用に供した家屋の所在地	〇〇市△△町 ×-××-×		
居住の用に供していない期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ☒ 空家 ☐ その他 ()		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	【再び居住の用に供した場合の再適用】 ☒ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける		【再び居住の用に供した場合の適用】 ☐ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	④ 平成21年11月15日	(平成 年 月 日)
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	⑤ 20,000,000 円	⑥ 25,000,000 円
総(床)面積 ※ 小数点以下第2位まで書き込みます。	⑦ 100.00 m ²	⑧ 120.00 m ²
うち居住用部分の(床)面積	⑨ 50.00	⑩ 60.00

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㊦ 平成 年 月 日
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	㊧ 円
うち居住用部分の金額	㊨

※ ㊧(補助金がある場合は(付表1)の⑥の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	①	②	③	④
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	①	②	③	④
あなたの持分に係る取得対価の額等	⑤	⑥	⑦	⑧
	20,000,000 円	25,000,000 円	45,000,000 円	円

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	①	②	③	④
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	①	円	円	25,800,000 円
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑬の割合 ※連帯債務がない場合には、100%と書き込みます。	②	%	%	100 %
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑭の金額 ※連帯債務がない場合には、③の金額を書き込みます。	③	円	円	25,800,000 円
②と③のいずれか少ない方の金額	④			25,800,000
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書き込みます。	⑤	(③÷④) 50.0 %	(③÷④) 50.0 %	50.0 %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (④×⑤)	⑥	円	円	12,900,000 円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑥の⑧+⑦の⑧+⑧の⑧+⑨の⑧) ※ ⑨の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。	⑨			12,900,000

氏 名

6 特定の増改築等に係る事項

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上（同居親族の方の場合は65歳以上）…………… ☐

2 障害者（1に該当する方を除きます。）…………… ☐

3 要介護認定又は要支援認定を受けている（1又は2に該当する方を除きます。）…………… ☐

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。

氏名（ ） 続柄（ ）

高 齢 者 等 居 住 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	⑩	円
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 合 計 額	⑪	
（ ⑩ － ⑪ ） ※ 30万円を超える場合に限ります。	⑫	
断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額 ※ 30万円を超える場合に限ります。	⑬	
特 定 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額 ※ 30万円を超える場合に限ります。	⑭	
特定の増改築等工事の費用の合計額（⑫＋⑭）	⑮	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 （⑮又は⑮×一面の⑯の⑰）	⑯	
特定増改築等住宅借入金等の年末残高 （一面の⑯と⑯のいずれか少ない方の金額（最高200万円））	⑰	

※ ⑫の金額が30万円を超えると、高齢者等居住改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑬又は⑭から控除すべき補助金等の交付を受ける場合には、(付表1)の⑨又は⑫の金額をそれぞれ⑬又は⑭に書きます。

※ ⑬又は⑭の金額が30万円を超えると、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。		番号	1
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	⑬	129,000 円	
※ 三面の⑬の金額を転記します。			

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用（の特例）の適用を受ける場合に三面の⑬の金額を右に転記します。	⑬	円 00
---------	------	---------	--	---	---------

- (注) 1 「7 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、先に新築等をし再居住した家屋に係る「住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合」の番号「1」を記載する。
- 2 「7 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」の「重複適用」を○で囲み、⑱欄の記載は居住年の最も新しい控除額計算明細書についてのみ行う (先に新築等をし再居住した家屋に係る控除額計算明細書であるため、⑱欄は記載しない)。

〔控除額計算明細書^三面〕（平成21年居住分）

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏 名 ○○ ○○

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	12,900,000	円
番号	居 住 の 用 に 供 し た 日 等	算 式 等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から6のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 129,000
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	⑮	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成15年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.006 =	⑮	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.006 =	⑮	(最高15万円) 円 00
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合 認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑨ × 0.012 =	⑮	(最高60万円) 円 00	
4	高齢者等居住に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年1月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑨の金額(最高1,000万円) …………… ①(二面の⑰の金額 () × 0.02 + (① - ⑰) × 0.01 =	⑮	(最高12万円) 円 00	
5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑨の金額(最高1,000万円) …………… ①(二面の⑰の金額 () × 0.02 + (① - ⑰) × 0.01 =	⑮	(最高12万円) 円 00	
6	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成23年中に居住の用に供した場合 ⑨ × 0.012 =	⑮	(最高48万円) 円 00	

※1 ⑮の金額を二面の⑮欄に転記します。

※2 ⑮欄のこの金額は、居住の用に供した日の属する年に係る控除限度額となります。